

令和3年度法務省委託 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る ～元患者と家族の思い～」の広告配信に関する留意事項

バナー広告（GDN及びYDA）

- 1 バナー広告（誘導用）は、グーグル合同会社、ヤフー株式会社の提供する次の広報媒体を使用する。
 - (1) Google Display Network
 - (2) Yahoo! Display Ads※ ただし、上記媒体と同等又はそれ以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は提案可。その場合は、根拠資料や理由等、必要な情報を企画書中に明記すること。
- 2 当センターが指定する範囲からサイトを選定すること。
- 3 バナー画像クリック数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下のクリック数を満たすものとする。

(1) Google Display Network	計50,000クリック以上
(2) Yahoo! Display Ads	計50,000クリック以上

※ 掲出においては担当者と協議のうえ、別途グーグル合同会社、ヤフー株式会社と連携し効果的・効率的な配信運用に努めること。
- 4 バナー画像広告で掲載する画像は、新規に企画・制作すること。

SNS（Twitter、Facebook、Instagram、TikTok等）

- 1 SNS上の広報は、次のSNSによる動画広報とする。
 - (1) Twitter
 - (2) Facebook
 - (3) Instagram
 - (4) TikTok※ ただし、上記媒体と同等又はそれ以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は提案可。その場合は、根拠資料や理由等、必要な情報を企画書中に明記すること。
- 2 動画再生数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものとする。

(1) Twitter	計140,000回以上の動画視聴終了
(2) Facebook	計160,000回以上の動画視聴終了
(3) Instagram	計12,500回以上の動画視聴終了
(4) TikTok	計73,000回以上の動画視聴終了

※ 掲出においては当センターと協議のうえ、効果的・効率的な配信運用に努めること。
- 3 配信する15秒動画は、受注者に対して当センターより提供する。

YouTube（インストリーム広告）による広報活動

- 1 「YouTube TrueView」による動画広報とする。
- 2 ターゲティングについては、当センターが指定する範囲から選定すること。
- 3 動画再生数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものとする。

YouTube TrueView	計750,000回以上の動画視聴終了
------------------	--------------------

※ 1回あたり約1か月間、計3～5回実施すること。
以下を参考に実施時期を検討すること。
6月 ハンセン病に関する正しい知識を普及する月間

6月22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日

6月25日を含めた週の日曜日から土曜日まで

ハンセン病問題を正しく理解する週間

令和元年6月28日 熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決

12月4日～10日 人権週間

※ 掲出においては当センターと協議のうえ、効果的・効率的な配信運用に努めること。

4 配信する15秒動画は、受注者に対して当センターより提供する。